

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日
のときは、
翌日

目 次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
飼料の試験の結果の概要
土地改良区の役員の就退任
土地改良事業計画の適否の決定(十件)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(四件)
開発行為に関する工事の完了(三件)
収入証紙の小売りさばき人の廃止
収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百九十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の第三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年十月二十七日	大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺四二一

鳥取県告示第九百九十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十三年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄 養 成 分 に 関 する 検 査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試 験 結 果 の 概 要										その他検査備考		
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	揮発性塩基窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D C P		T D N	M E
神戸市 日本配合飼料株式会社 神戸工場	米子市 有限会社桑田商店 米子営業所	三井印子豚育成用配合飼料 子豚用ハイS	53.10	16.5	4.6	2.3	4.9	0.87	0.72	—	—	—	—	—	—	—
		協同印子豚用 セレクト70セレクト	53.9	17.0	3.3	2.3	4.8	0.82	0.58	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場	米子市 鳥取県経済農業協同組合連合会 米子支所	くみあい配合飼料 ピゾゴールBC	53.9	15.4	3.4	2.2	4.6	0.60	0.54	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい配合飼料 ピゾゴールBC	53.9	17.6	4.2	2.0	4.8	0.75	0.56	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい配合飼料 ピゾゴールB	53.9	17.4	3.7	2.2	4.4	0.71	0.54	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい配合飼料 ピゾゴールA	53.9	17.4	3.7	2.2	4.4	0.71	0.54	—	—	—	—	—	—	—
坂出市 農協飼糧株式会社 坂出工場	米子市 島根米穀株式会社 日清飼料 米子営業所	規) くみあい配合飼料 ダツシユフレーク	53.9	11.2	3.4	4.4	4.6	0.59	0.45	—	—	—	—	—	—	—
		規) 日清印成鶏用配合飼料 ハイレゾホン	53.9	18.3	3.3	2.7	9.8	2.79	0.64	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	米子市 島根米穀株式会社 日清飼料 米子営業所	日清印子豚用配合飼料 子豚ハイペース	53.9	17.8	4.7	2.2	4.8	0.78	0.59	—	—	—	—	—	—	—
		日清印子豚用配合飼料 子豚ハイペース	53.9	17.8	4.7	2.2	4.8	0.78	0.59	—	—	—	—	—	—	—

田中一夫 八幡一、一〇六
 永田久芳 一、〇五七
 秦野種夫 湯坂三六
 永田重善 八幡一、〇四一
 福田清 笠津三八〇
 手嶋長与司 光二七三

任期満了により退任

安田土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所

理事 森 進 東伯郡赤碕町大字赤碕一、四八三―一
 光二五七
 秦野禎七 湯坂一六四―一
 笠津二七七
 入江重光 梅田一五三
 田中重光 笠津五八三
 村本国光 二五六
 宮代薫 九九八
 田中秋久 湯坂六八
 高塚秀光 尾張一七二
 石賀静男 光二七六
 豊嶋政雄 二五一
 大本茂蔵 尾張一三一
 北村猛 八幡一、一〇六
 田中一夫

永田久芳 一、〇五七
 秦野種夫 湯坂三六
 永田重善 八幡一、〇四一
 福田清 笠津三八〇
 手嶋長与司 光二七三

昭和五十三年四月六日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同月十三日就任 任期四年

大沢池土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所

理事 上山吉平 鳥取市百谷一九二
 二四
 柳原久光 一六五
 谷口頼男 八二
 森本輝夫 滝山三一―一
 谷口益男 三〇三
 谷口清水 三〇三
 伊藤利夫 三〇〇
 伊藤英雄 二九七
 新辰雄 小西谷五七
 小林寿雄 卯垣二一九―二
 二五二
 馬淵光義 百谷一五九
 小谷喜代治 滝山二
 浦木市春 小西谷一六
 広田肇

馬 淵 雄 卯垣二五
任期満了により退任

大沢池土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	伊藤 秀雄	鳥取市滝山二九七
"	谷口 益男	三二二一
"	谷口 清水	三〇三
"	伊藤 憲男	二九八
"	坂本 匡範	三四三
"	田中 義雄	百谷二二八八
"	森本 輝夫	八二一二
"	柳原 久光	滝山二四一
"	谷口 頼夫	百谷一六二
"	上山 秀治	一九二
"	馬淵 雄	卯垣二五
監事	浦木 清春	滝山三四六
"	谷口 和治	三一
"	小谷 喜代治	百谷一五九
"	河口 芳行	二三〇一六

昭和五十三年三月二十五日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同年四月三日就任 任期二年

鳥取県告示第九百九十四号

昭和五十三年十月九日付けで羽合町から申請のあった土地改良(光吉地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十九六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十五号

昭和五十三年十月九日付けで東伯町から申請のあった土地改良(岩本地区暗きよ排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十六号

昭和五十三年十月九日付けで溝口町から申請のあった土地改良（福岡地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十七号

昭和五十三年十月九日付けで溝口町から申請のあった土地改良（間賀地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

昭和五十三年十月九日付けで溝口町から申請のあった土地改良（間地地

区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

昭和五十三年七月二十八日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(笠見地区暗きよ排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千号

昭和五十三年十月二日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良(赤碓(大父)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千一号

昭和五十三年十月二日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良(赤碓(別所)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二号

昭和五十三年九月十四日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(大屋地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三号

昭和五十三年九月十四日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(真鹿野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に

において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年四月二十六日 鳥取県指令受都計第四十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字都築山及び字下河原ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市鍛冶町一丁目二八一六番地

ダイエイ工業有限公司

代表取締役 谷口新正

鳥取県告示第九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年二月十六日 鳥取県指令受都計第三百九十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字大谷及び字奥大谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目三八二番地

有限会社山根産業

代表取締役 山根由穂

鳥取県告示第十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月二十日 鳥取県指令受米土維第千四十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二二五七 戸田忠彦

鳥取県告示第十一号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年 十一月十九日	廃止年月日	住 所	氏 名
鳥取市安長六九七番地		株式会社鳥取銀行市場支店長	

鳥取県告示第千十二号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りのさばき場所
昭和五十三年十一月二十日	四二九	鳥取市安長一七八番地二	株式会社鳥取銀行鳥取西支店長	住所と同じ。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十三年十一月二十四日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - (1) 文化財の具指定及び保持団体の認定について
 - (2) その他

公 告

昭和53年10月22日に実施した昭和53年度各地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和53年11月21日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

A-1	木下 健	A-4	米田 勝彦	A-5	小谷 博義
A-11	中井栄太郎	A-12	尾崎 義夫	A-14	花木 栄一
A-17	中尾 清志	A-19	下田 俊典	A-20	浜辺 正篤
A-21	浜田 幸夫	A-23	平家 彰一	A-28	白岩 敏秀
A-30	藤井 鶴親	A-37	平田 矩久	A-43	村田 博
A-45	野澤 健二	A-53	岸本 紀之	A-57	村田 樹
A-61	森本 紀子	A-68	木下 知之	A-72	山下 均
A-75	小谷 健二	A-79	古賀 忠義	A-86	林 肇之
A-97	木池 光行	B-12	生田 寛治	B-16	山本 善昭
B-19	渋谷 春敏	B-21	野島 照正	C-4	長谷川富義
C-9	細木 弘道	C-11	生田 明登	C-12	古田 奉文
C-18	渡 喜男	C-19	上田 文義	C-38	荒井 秀行
C-41	仙田 雅人	C-45	江口 純造	C-46	河合 礼二
C-60	本田 真人	C-66	渡邊美知子	C-73	渡邊 俊裕